

都立小石川後樂園及び六義園における連携協力に関する確認書

災害時に緊急避難場所の運営を行う文京区（以下「甲」という。）と都立小石川後樂園及び六義園（以下「当該庭園」という。）の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局が令和3年3月31日付けで締結した「緊急避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、当該庭園における災害時の避難場所の円滑な運営等を図るため、甲及び乙の連携協力の具体的な取組に関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難誘導）

第2条 甲及び乙は、当該庭園が夜間閉鎖庭園であり、夜間照明が設置されていないこと、池、灯籠等の危険物が点在すること及び園路が未舗装かつ狭小であることを鑑み、避難者の安全確保のためあらかじめ別紙のとおり、避難誘導エリアを設定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の避難誘導エリアをあらかじめ確認し、緊急避難場所となる当該庭園に避難する区民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等の安全な避難に努めるものとする。

3 避難誘導エリアは施錠区域であるため、乙は、当該区域への避難誘導に必要な鍵をあらかじめ甲に貸与し、甲及び乙は、1年に1回、鍵の確認を行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、被災状況により第1項の避難誘導エリアへの避難が必要になった場合は、甲及び乙は、連携の上、適切な運用に努めるものとする。

5 乙は、甲が緊急避難場所への避難の必要がなくなったと認めた場合又は緊急避難場所を閉鎖する場合において、当該庭園への避難者を避難所等の適切な場所へ避難誘導するときは、可能な範囲で協力するものとする。

（災害時の連携協力）

第3条 当該庭園の開園時に発災した場合、乙は、甲に対して甲の指定する連絡手段等により、緊急避難場所の状況等を速やかに情報提供するよう努めるものとする。

2 当該庭園の閉園時に発災した場合、乙は、乙の指定する参集者が当該庭園に参集し、安全確認をした後、甲の指定する連絡手段等により、緊急避難場所の状況等の情報提供に努めるものとする。

3 前項に規定する場合において、乙の指定する参集者の参集よりも当該庭園への甲の参集者の参集が早いときは、甲は、自ら安全確認をした後、避難誘導を開始できるものとする。

4 乙は、災害時に、甲の要請に基づき、甲と連携して、可能な範囲で避難者等に対して災害情報、避難所情報等の提供に係る支援を行うものとする。

（平常時からの連携協力）

第4条 乙は、災害時に甲が緊急避難場所としての円滑な運営等が行えるよう、平常時から庭園内での防災訓練等の実施について協力するものとする。

2 乙は、甲が行う地域住民等への防災意識の普及啓発に協力するものとする。

(協議)

第5条 この確認書の解釈に疑義が生じたとき又はこの確認書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第6条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から乙が当該庭園の指定管理者として管理を行う期間（以下「指定管理期間」という。）の終了する日までとする。

2 前項の有効期間は、当該指定管理期間終了後、乙が引き続き当該庭園の指定管理者として管理を行う場合は、新たな指定管理期間の終了する日まで更新されるものとし、以後も同様とする。

3 甲及び乙は、この確認書の有効期間中であっても、協議の上、この確認書を改定することができるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和3年3月31日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

総務部長 吉岡 利行

東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号

乙 都立小石川後楽園及び六義園指定管理者

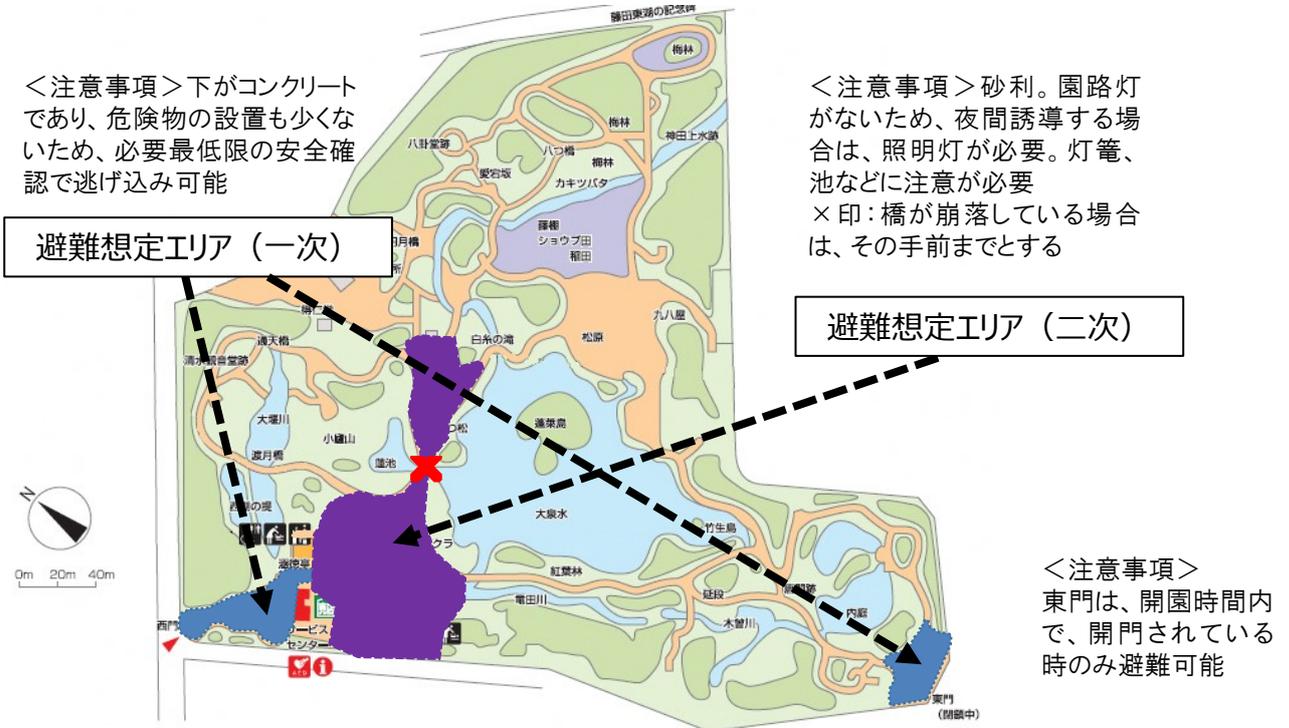
公益財団法人東京都公園協会

防災担当部長 島津 哲也

<別紙> 避難誘導エリア

避難者の人数、誘導員の人数及び安全確認の状況に応じ、一次、二次の順で誘導する。

小石川後楽園



六義園

